

2018年11月吉日
岡三にいがた証券株式会社

お客様各位

現金お取り扱いの廃止について

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて弊社ではお客様とのお取引代金の受け払いを銀行振込および現金にて行っておりましたが、事故や盗難等の危険防止のため、**2019年4月より現金のお取り扱いを原則廃止**させていただきます。

一部のお客様にはご不便をお掛けいたしますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、2019年7月16日約定より株式等の受渡日が1日短縮（別紙参照）される予定もございますので、今後の入金・出金のお取り扱いにつきましては、**MRF（※）**のご利用、または銀行口座への振り込みのいずれかの方法にてご対応いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点は、お取扱店までお問い合わせください。

（※）**MRF**とは、安全性の高い公社債などで運用される投資信託のことで、**Money Reserve Fund**（マネー・リザーブ・ファンド）の略称です。1口（1円）以上1口単位で購入ができ、購入後すぐに換金することもできます。

証券総合口座へ入金いただいたお金や株式等を売却された代金は自動的に**MRF**で運用され、株式等を買付けされた代金は**MRF**残高から自動的に充当されますので投資資金の管理にも便利です。

詳しくは交付目論見書等をご覧ください。

日本 MRF

<基準価額の変動要因>

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。ファンドは、内外の公社債やコマーシャル・ペーパー等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

<主な変動要因>

| | |
|---------|---|
| 金利変動リスク | 金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。 |
| 信用リスク | 有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。 |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

留意事項

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

| | |
|-----------------------------|---|
| 購入単位 | 1円以上1円単位 |
| 購入価格 | 購入日の前日の基準価額（1口当たり1円） 購入日は、当社が購入申込金の受領の確認をした時刻によって、以下のようになります。 ■ 購入申込日の正午以前までに購入申込金の受領を確認した場合 購入申込日が購入日となります。 ただし、購入申込日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、購入申込日が購入日となる申込みには応じないものとします。 ■ 購入申込日において、正午を過ぎて購入申込金の受領を確認した場合 購入申込日の翌営業日が購入日となります。 ただし、購入申込日の翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回ったときは、購入申込日の翌営業日以降、最初に、追加信託に係る基準価額が1口当たり1円となった計算日の基準価額による購入の申込みとみなします。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の前日の基準価額 |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日の翌営業日から、お支払いします。 ※ キャッシング（即日引出）も利用することができます。 換金申込当日に換金代金相当額の受取りを希望する場合には、所定の諸手続きの上、キャッシング（即日引出）を利用することができます。 |
| ○投資者が直接的に負担する費用 | |
| 購入時手数料（上限表示） | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| ○投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | |
| 運用管理費用（信託報酬） | 信託元本総額×年1.02%以内 |
| その他費用・手数料 | 監査費用、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、公社債の借入れに係る品借料、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を信託財産でご負担いただきます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。 |

※運用管理費用（信託報酬）、監査費用は毎計算期末に計上され、毎月の最終営業日または信託終了のときに信託財産から支払われます。その他費用・手数料（監査費用を除きます。）はその都度、信託財産から支払われます。

※ファンドに係る費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「手続・手数料等」をご参照ください。

岡三にいがた証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第169号
加入協会：日本証券業協会